

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年10月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項第8号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 土地区画整理事業（住宅地区改良事業を実施する区域等において施行するものに限る。以下この項において同じ。）の調査、計画、連絡及び調整に関すること。
- (9) 土地区画整理事業の施行区域の決定に関すること。

第14条都市整備部の款市街地整備課の項第2号及び第4号に次のただし書を加える。

ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)